

広報 

みさと 号外

第 21 報 令和 2 年 6 月 25 日発行

新型コロナウイルス感染症による影響を受けた方へ

広報みさと号外第 21 報を作成しました。ぜひご一読ください。町の最新情報については町ホームページや LINE で随時発信しています。パソコン・スマートフォン・タブレットなどでご確認ください。

同日配布した広報みさと 7 月号には、今回の号外と別に新型コロナウイルス感染症に関連する記事を掲載しています。そちらもぜひご一読ください。

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う 後期高齢者医療保険料の減免について

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯に属する被保険者
➔ 保険料の全額を免除
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次の (1) ~ (3) に該当する世帯に属する被保険者
➔ 保険料の一部を免除

【世帯の主たる生計維持者について】

- (1) 事業収入など、収入の種類ごとに見た本年の収入のいずれかが、令和元年に比べて 10 分の 3 以上減少する見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が 1,000 万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計額が 400 万円以下であること

詳しくは、健康保険課保険年金係または熊本県後期高齢者医療広域連合にお問い合わせください。

◆問合先 健康保険課 保険年金係 ☎46 - 2113 (直通)
熊本県後期高齢者医療広域連合 ☎096 - 368 - 6511



裏面もご覧ください ➔



国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により
次の要件を満たす世帯は
保険税が減免になります。

【保険税の減免の対象となる人】

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者（世帯主）が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯

➡保険税を全額免除

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者（世帯主）の収入減少（※）が見込まれる世帯

➡保険税の一部を減額

保険税が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者（世帯主）について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要になります。

●**保険税の減免額は、保険税額に減免割合**をかけた金額です。

前年の合計所得金額に応じた減免割合

- 300万円以下の場合：全部（10分の10）
- 400万円以下の場合：10分の8
- 550万円以下の場合：10分の6
- 750万円以下の場合：10分の4
- 1,000万円以下の場合：10分の2

※主たる生計維持者（世帯主）の事業などの廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、保険税の全額を免除。

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類などの詳細については、健康保険課保険年金係にお問い合わせください。

町ホームページにも関連情報を掲載しています。

◆問合先 健康保険課 保険年金係 ☎46 - 2113（直通）